特定非営利活動法人 起業家大学

定　款

[redacted]

[redacted]

特定非営利活動法人　起業家大学

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人起業家大学という。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。
　２　この法人は前項のほか、従たる事務所を福岡県福岡市に置く。

（目的）
第３条　この法人は、起業家及び起業志望者に対して、経営・営業に関する支援活動及びその一環となる書籍の出版を支援する活動を行うことにより、事業の実現・成功につなげ、もってわが国の経済産業の発展に寄与することを目的とする。

（活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
（１）経済活動の活性化を図る活動
（２）社会教育の推進を図る活動
（３）前号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

（事業の種類）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため特定非営利活動にかかる次の事業を行う。
（１）起業家及び起業志望者を対象とする講演、情報提供その他経営指導及びそのための調査活動
（２）出版希望者の募集活動
（３）出版希望者に対する原稿作成の指導その他の出版援助活動
（４）出版物の認知向上のための活動
（５）出版することができる能力を資格化及び検定化する事業

第２章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次の２種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。
（１）　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
（２）　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

（入会）
第７条　会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は正会員の申し込みについては、正当な理由が無い限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退会）
第９条　会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会する事ができる。
２　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
（１）　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
（２）　継続して２年以上会費を滞納したとき。

（除名）
第１０条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）　この定款に違反したとき。
（２）　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（入会金及び会費の不返還）
第１１条　会員が納入した入会金及び会費は、その理由を問わず、これを返還しない。

第３章　役員

（種別）
第１２条　この法人に次の役員を置く。
（１）　　理事　３人以上１０人以内
（２）　　監事　１人以上２人以内
２　理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。
３　理事及び監事は、理事会において選任する。
４　理事長は、理事の互選により定める。
５　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
６　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）
第１３条　理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。
２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
４　監事は、次に掲げる職務を行う。
（１）理事の業務執行の状況を監査すること。
（２）この法人の財産の状況を監査すること。
（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（４）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期）
第１４条　役員の任期は、２年とする。ただし再任を妨げない。
２　補欠、又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第１５条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第１６条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第１７条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章　総会

（種別）
第１８条　この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

（構成）
第１９条　総会は正会員をもって構成する。

（権能）
第２０条　総会は、以下の事項について議決する。
（１）定款の変更
（２）解散
（３）合併
（４）会員の除名
（５）解散における残余財産の帰属
（６）その他運営に関する重要事項

（開催）
第２１条　通常総会は毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）理事会が必要と認めたとき。
（２）正会員の５分の１以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
（３）監事が第１３条第４項第４号の規定により招集したとき。

（招集）
第２２条　総会は理事長が招集する。但し、前条第２項第３号の規定による場合は、監事が招集する。
２　理事長は、前条第２項第２号の規定による請求があった場合は、その日から３０日以内に臨時総会を開かなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第２３条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第２４条　総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決等）
第２５条　総会における議決事項は、第２２条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
３　総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。
４　理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第２６条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の場合における前２条の規定の適用については、その正会員は、総会に出席したものとみなす。

（議事録）
第２７条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）正会員の現在数
（３）出席した正会員の数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者については、その旨を明記すること。）
（４）審議事項及び議決事項
（５）議事の経過の概要及び議決の結果
（６）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人２名以上が、議長とともに記名・押印しなければならない。
３　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）総会の決議があったものとみなされた事項の内容
（２）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
（３）総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
（４）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第５章　理事会

（構成）
第２８条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第２９条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
（１）　事業計画及び収支予算並びにその変更
（２）　事業報告及び収支決算
（３）　役員の選任又は解任、職務及び報酬
（４）　入会金及び会費の額
（５）　長期借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（６）　事務局の組織及び運営
（７）　総会に付議するべき事項
（８）　総会の議決した事項の執行に関する事項
（９）　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）
第３０条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）　理事長が必要と認めたとき。
（２）　理事総数の３分の１以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

（招集）
第３１条　理事会は理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から２週間以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも１週間前までに通知しなければならない。

（議長）
第３２条　理事会の議長は、理事長が当たる。

（議決等）
第３３条　理事会における議決事項は、第31条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第３４条　各理事の表決権は、平等なものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席した物とみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第３５条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が、記名・押印しなければならない。

第６章　資産、会計及び事業計画

（資産）
第３６条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）財産目録に記載された財産
（２）入会金及び会費
（３）寄付金品
（４）財産から生じる収益
（５）事業に伴う収益
（６）その他の収益

（資産の区分）
第３７条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）
第３８条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第３９条　この法人の会計は、法第27条に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）
第４０条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（経費の支弁）
第４１条　この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）
第４２条　この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（暫定予算）
第４３条　第４２条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第４４条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告書及び決算）
第４５条　理事長は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

（長期借入金）
第４６条　この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

（事業年度）
第４７条　この法人の事業年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第７章　事務局

（設置）
第４８条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
２　事務局には、事務局長その他の職員を置く。
３　事務局の職員は、理事長が任免する。

（書類及び帳簿の備置き）
第４９条　主たる事務所には、法第２８条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。
（１）会員名簿及び会員の異動に関する書類
（２）収益費用に関する帳簿及び証拠書類

第８章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第５０条　この定款の変更は、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
２　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）
第５１条　この法人は、次に掲げる事由によって解散する。
（１）総会の決議
（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）正会員の欠亡
（４）合併
（５）破産手続開始の決定
（６）所轄庁による認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の議決を経なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の処分）
第５２条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会の議決を経た他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

（合併）
第５３条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　雑則

（公告）

第５４条　この法人の公告はこの法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

（委任）

第５５条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立時の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

（１）　正会員

法人会員：入会金１０，０００円　　年会費１２，０００円

個人会員：入会金１０，０００円　　年会費１２，０００円

（２）　賛助会員：年会費　一口１２，０００円

３　この法人の設立当初の役員は、第１２条第３項及び第４項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

（１）理事長

氏名　　主藤　孝司

（２）理事

氏名　　杉山　淳

（３）理事

氏名　　小沼　正和

（４）理事

氏名　　朝倉　俊介

（５）監事

氏名　　山端　エミ

４　この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第３７条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

５　この法人の設立初年度の事業年度は、第４２条の規定にかかわらず、成立の日から平成２０年３月３１日までとする。

附　則

この変更された定款は、東京都より認証を受けた令和元年９月９日より施行する。

2021年（令和３年）11月18日主たる事務所移転のため第2条1項を変更（江東区→港区）。